

ユニットプライス型積算方式の試行に向けた単価収集・調査の開始について

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター建設システム課

みぞぐち ひろき
課長 溝口 宏樹



はじめに

国土交通省では、平成15年3月に「公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、平成15年度から公共事業の実施プロセス全般にわたる改革に着手している。主要な改革メニューの一つである積算の見直しについては、従来からの積上げ方式から歩掛を用いない施工単価方式いわゆるユニットプライス型積算方式への移行に向けた試行を行

うこととしている。

これに基づき国土交通省内に検討体制を組み積極的に検討を重ねてきた結果、このユニットプライス型積算方式についての基本的な制度設計がまとまり、平成16年度下半期には同方式による積算の試行を一部で開始する予定としている。

ユニットプライス型積算方式は、実績データの蓄積が前提となるため、平成16年1月より、同方式の試行に向けたユニット区分に応じた単価収集・調査を開始したところである。本稿では、その

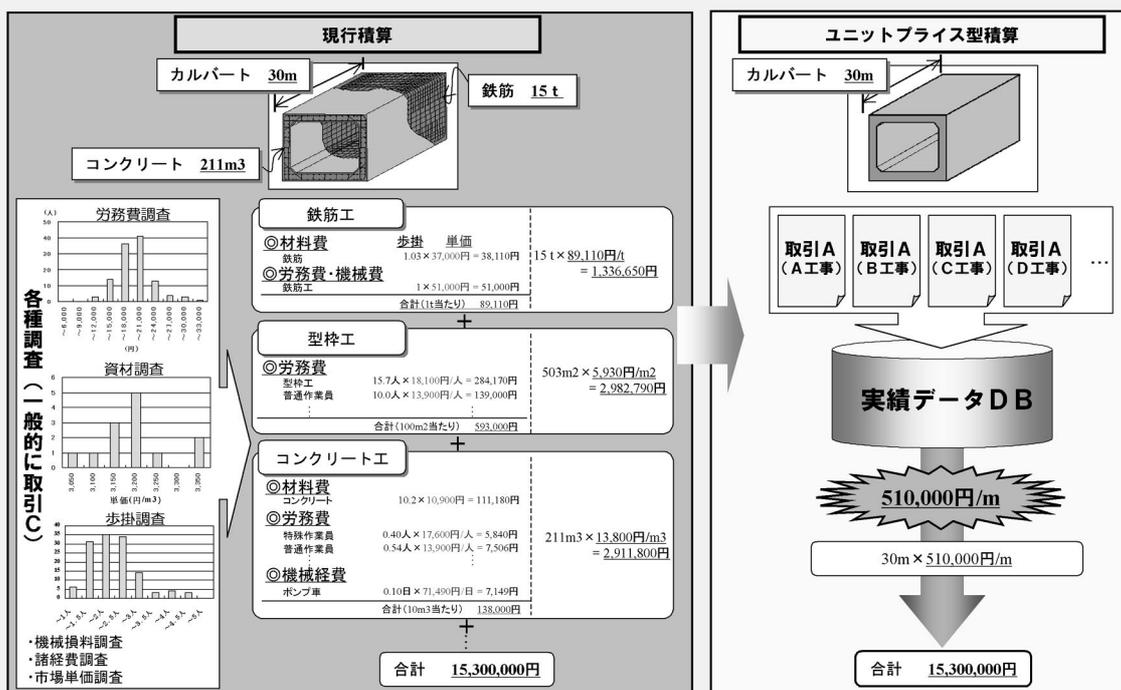


図 1 現行積算からユニットプライス型積算へ (イメージ)

概要を紹介する。

2 ユニットプライス型積算方式の概要

ユニットプライス型積算方式については、2004年2月号において「ユニットプライス型積算方式について」(松本)により紹介されているところであり、ここでは簡潔にその概要を紹介する。

ユニットプライス型積算方式とは、歩掛を用いないで機械経費、労務費、材料費、諸経費などを含んだ単価(ユニットプライス)を積算に使う手法で、「数量」×「単価」の総和を積算金額とするものである。ユニットプライス型積算方式のイメージを図1、基本的な制度概要を図2、ユニットプライス型積算方式の概略の流れを図3に示す。

3 単価収集・調査の概要

ユニットプライス型積算方式の導入にあたって、これまでは、ユニットの括り方の検討を進め

てきたところである。このユニットの括り方の検討にあたっては、直轄土木工事で契約件数の多い工事区分として「舗装工事」「築堤・護岸工事」「道路改良工事」から検討を行ってきたところである。しかしながら、最初の段階では、積算に使用する各ユニットの実績単価が存在しておらず、直ちに実施することはできず、設定した各ユニットの単価の実績データの蓄積が必要である。このため、平成16年1月より、この単価収集・調査を開始したところである。単価収集・調査については、これまでユニットの括り方を検討してきた工事種別のうち、準備の整った「舗装工事」等から開始し、その他の工事区分についても順次開始していく予定である。

単価収集・調査の方法としては、図4に示すように、これまでと同様に通常の積算方法で予定価格を算定し、通常の総価契約を締結した後、新たに設定したユニット区分に応じた単価を請負者から提出してもらい、これを実績のデータベースとして蓄積・分析して、次のユニットプライス型積算方式の試行へとつなげるものである。

- 1 発注者と元請業者間の取引を基本とする
- 2 契約方式を総価契約単価合意方式とする
- 3 合意単価は工種ごとに材工経費込みの単価とする
- 4 同一工種の実績データを蓄積、分析し積算に用いる

図2 ユニットプライス型積算方式の制度概要

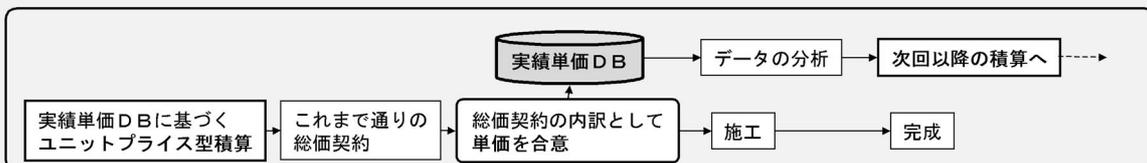


図3 ユニットプライス型積算方式の概略の流れ

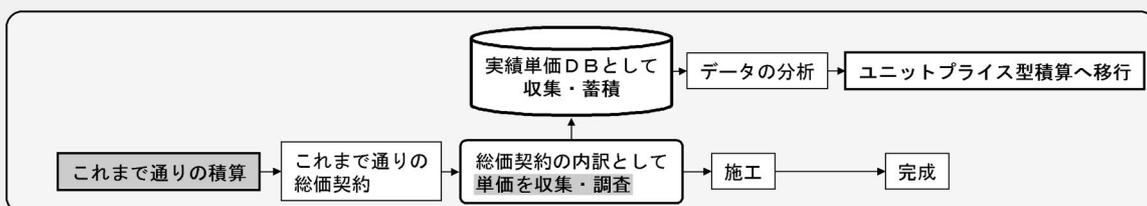


図4 単価収集・調査の概略の流れ



単価収集・調査の手順

今回の単価収集・調査の対象となった工事につ

いては、まず特記仕様書に調査対象工事であることを明示する。なお、今回の単価収集・調査については、基本的に契約の相手となる請負者からの単価を収集する目的であり、入札にあたっては、

様式-1

請負者提出用

【ご記入にあたって】

本様式は、現行の積上積算方式からユニットプライズ型積算方式に移行する際に必要となる単価のデータを収集・調査するためのものです。当該工事における設計変更等の金額協議の資料とするものではありません。

入札箇所は様式の水色着色箇所となります。発注機関、工事名等の工事の概要、貴社名など必要事項を入力の上、「直接工事費ユニット区分」における「単価」「構成比率」、および「諸経費ユニット区分」における「一般管理費等」について入力してください。

※1 「ユニット区分」とは発注者・請負者間において契約した単価を構成する基本区分(様式-1)の各項目をいいます。各ユニット区分に含まれる費用内訳は別添の「ユニット定義集(案)」を参照して下さい。

※2 「条件明示検討項目」とは、今後の条件明示を検討する項目であり、将来、ユニットプライズによる積算に移行・開始した場合に設計変更の対象となると考えられる条件などをいいます。

※3 「単価(円)」および「金額(円)」欄には、直接工事費及びそれに連動して計上する共通仮設費、現場管理費を入力して下さい。ただし、一般管理費等については、「一般管理費等(諸経費ユニット区分)」欄に入力して下さい。

※4 「構成比率」欄は、その合計が100%となるように、直接工事費、共通仮設費、現場管理費の比率を入力して下さい。なお、入力は、小数第一位を基本としますが、精度を求めるものとはしないため、整数あるいは小数第二位以下を必要とする場合は、必要な桁数にて入力して頂いて構いません。

※5 諸経費ユニット区分に計上する諸経費は、「様式-2.諸経費内訳調査票(案)」から自動的に転記されます。したがって、入力はいりません。

※6 「工事費計」欄は、契約金額(消費税込みの落札価格)と同じです。

※7 「見積条件その他特筆事項」欄の直接工事費ユニット区分については、発注者から現況時に配布される見積参考資料を参照し、単価算出の根拠となる条件(施工条件等)を入力して下さい。また、特筆事項等があれば必要に応じて入力して下さい。

平成〇〇年〇月〇日

工事名 ○〇建設工事
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
工期 平成〇〇年〇月〇日 から 平成〇〇年〇月〇日 まで

(請負者) 住 所 : ○〇県△△市□□町○-○
電 話 : ××××××××-××××
社 名 : ユニット建設機
入 力 者 名 : 単価 一郎

ユニット請負代金内訳書(案)

工事区分・工程	ユニット区分 ^{※1}	費用内訳 (ユニット定義集)	条件明示検討項目 ^{※2}			契約 単位	数量	単価 ^{※3}	金額(円) ^{※4}	構成比率 ^{※5}			見積条件その他特筆事項 ^{※7}
			項目	単位	区分					直接工事費	共通仮設費	現場管理費	
舗装	---	---	---	---	式	1	---	---	---	---	---	---	---
道路土工	---	---	---	---	式	1	---	---	---	---	---	---	---
舗装工	舗装-1	土質区分 工区内運搬	土砂	m ³	17,000	251	4,267,000	76.0	9.0	15.0	例)バックホウ掘削機、 ダンプトラック運搬(10t積)		
			土工幅員 4.0以上	m ³	7,200	589	4,240,800	76.0	9.0	15.0	例)ブルドーザ数均し・タイヤローリング(8-20t)		
			土工幅員 4.0以下	m ³	8,100	823	6,666,300	76.0	9.0	15.0			
			凍上抑制層	無し									
舗装工	舗装-15	交通量区分 設計CBR	D交通 % 12	m ²	6,000	5,919	35,514,000	75.0	10.0	15.0	例)路盤工(車道)、車道部舗装工		
			D交通 % 8	m ²	5,900	6,888	40,639,200	75.0	10.0	15.0	例)路盤工(車道)、車道部舗装工		
路面排水工	側溝工	舗装-29	作業区分 製品区分 側溝種類 蓋の種類	設置 現場打ち L型側溝○○×○○ コンクリート製蓋	m	128	6,905	883,840	74.0	11.0	15.0	例)コンクリート人力打設、型枠工(均し基礎)コンクリート型枠、 歩車道境界ブロック	
			作業区分 製品区分 側溝種類 蓋の種類	設置 プレキャスト製品 管渠型側溝P1-RC1-D300	m	110	14,405	1,584,550	74.0	11.0	15.0	例)管渠型側溝据付、歩車道境界ブロック、基礎砕石工	
			作業区分 管渠の種類 支承角 度	据付 PC管D300 無し	m	832.5	35,438	29,502,135	74.0	11.0	15.0		
	管渠工	舗装-30	作業区分 管渠の種類 支承角 度	設置 PC管D400 無し	m	193	40,369	7,791,217	74.0	11.0	15.0		
			作業区分 製品区分 側溝種類 蓋の種類	設置 現場打ち 側溝○○×○○ コンクリート製蓋	箇所	68	57,566	3,914,488	74.0	11.0	15.0	例)基礎砕石工、コンクリート人力打設、型枠工、蓋板(市場準 備)、L型側溝据付	
	防護柵工	ガードレール	舗装-38	ガードレール規格	A種	m	440	8,923	3,926,120	74.0	11.0	15.0	例)防護柵設置工(ガードレール)
				作業区分 ブロック規格 基礎コンクリートの有無 基礎材の有無	設置 18/20.5×25×60(B) 有り 有り	m	2,111	6,124	12,927,764	74.0	11.0	15.0	
	舗装移積工	切削オーバーレイ	深さ(層数)	厚さ6cm以下(1層)	m ²	2,500	2,163	5,407,500	75.0	10.0	15.0		
	直接工事費	①直接工事費ユニット区分計				式	1		157,264,914				
	共通仮設費	*1	②共通仮設費(諸経費ユニット区分)			式	1		7,781,000				
③-1共通仮設費(運搬費ユニット)			諸経費-1		式	1		116,000					
③-2共通仮設費(準備費ユニット)			諸経費-2		式	1		0					
③-3共通仮設費(事業損失防止施設費ユニット)			諸経費-3		式	1		0					
③-4共通仮設費(安全費ユニット)			諸経費-4		式	1		6,345,000					
③-5共通仮設費(夜間費ユニット)			諸経費-5		式	1		0					
③-6共通仮設費(技術管理費ユニット)			諸経費-6		式	1		9,000					
③-7共通仮設費(監理費ユニット)			諸経費-7		式	1		1,311,000					
③-8共通仮設費(その他ユニット)	諸経費-8		式	1		0							
純工事費	④純工事費(①+②)				式	1		165,045,914					
現場管理費	*2 ⑤現場管理費(諸経費ユニット区分)				式	1		0					
工事原価	⑥工事原価(④+⑤)				式	1		165,045,914					
一般管理費等	*3 ⑦一般管理費等(諸経費ユニット区分)				式	1		10,354,086					
工事価格	⑧工事価格(⑥+⑦)				式	1		182,000,000					
消費税相当額	⑨消費税相当額				式	1		9,100,000					
工事費計	*4 ⑩工事費計(⑧+⑨)				式	1		191,100,000					

図 5 ユニット請負代金内訳書(案)記入例

本様式は現行の積上げ積算方式からユニットプライズ型積算方式に移行した際に、諸経費の各項目について直接工事費ユニット区分に計上する項目、諸経費ユニット区分に計上する項目の分類等を調査するためのものです。下表は、間接工事費等諸経費動向調査における調査項目を示しています。このため、当該工事において必ずしも全ての項目の費用が発生するものではありません。

【提示欄】

この欄には、諸経費の各項目について発注者が考える、①直接工事費ユニット区分に計上する項目、②諸経費ユニット区分に計上する項目の分類を示しています。(それぞれに該当する項目に○印、○印で示しています。) 直接工事費の数量に連動する項目は①直接工事費ユニット区分に計上するものとして示しています。しかし、直接工事費ユニット区分に計上することが出来ない項目を②諸経費ユニット区分に計上しています。原則として、「土木工事標準歩掛」における歩掛上の項目は直接工事費ユニット区分に計上し、積上げ計上の項目は諸経費ユニット区分に計上しています。

【記入欄】

※1 この欄には、諸経費の各項目について請負者が考える、③直接工事費ユニット区分に計上する項目、④諸経費ユニット区分に計上する項目の分類を示して下さい。(それぞれに該当する項目に○印、○印で示して下さい。) ⑤この際、可能な限り③直接工事費ユニット区分に計上して下さい。ただし、当該工事において費用が発生しない項目については、両方に「×」を入力して下さい。

※2 この欄には、④諸経費ユニット区分に計上する項目に○印を入力した場合に、その金額を入力して下さい。なお、③直接工事費ユニット区分に計上する項目に○印を入力した場合は、金額を入力する必要はありません。

※3 共通仮設費の項目には、現場管理費を必要とする場合があります。(例)安全費の交通誘導員等④諸経費ユニット区分に計上する場合、それに連動して現場管理費の法定福利費などのうち、交通誘導員等分に相当する金額が④諸経費ユニット区分に計上されることとなります。) この欄には、共通仮設費のうち④諸経費ユニット区分に計上する項目について、その共通仮設費と現場管理費の構成比率を入力して下さい。なお、共通仮設費のうち③直接工事費ユニット区分に計上する項目に○印を入力した場合は、構成比率を記入する必要はありません。

【特記事項】

※4 共通仮設費の「(イ)運搬費 (A) 搬機材 11 その他」、「(ロ)車備費 (B) その他」、「(ニ)安全費 (H) その他」、「(ハ)技術管理費 (G) その他」、「(ヒ)営繕費 (I) その他」には、提示項目以外に該当するものがある場合に、具体的内容を記入して下さい。

※5 共通仮設費の「(イ)運搬費 (A) 搬機材 10 大型器材」に該当するものがある場合には、具体的内容を記入して下さい。

※6 下表に示す項目以外で、共通仮設費に該当するもの及び現場管理費に該当するものがある場合、「(1)共通仮設費 (ア)その他」、「(2)現場管理費 (a)その他」に具体的内容を記述して下さい。

※7 「備考欄」には、発注者から現時点に配布される見積参考資料を参照し、諸経費ユニット区分に計上する具体的内容を記入して下さい。

平成 年 月 日

印

(請負者) 住 所 ○○県△△市□□町○-△
電 話 ×××-××××-××××
社 名 ユニット建設㈱
入力者名 単価 一郎

工事名 ○○舗装工事
契約年月日 平成△年△月△日
工期 平成○年○月○日 から 平成×年×月×日 まで

諸経費内訳調査書(案)

項目	内容	提示欄				記入欄		備考欄
		①直接工事費ユニット区分に計上する	②諸経費ユニット区分に計上する	③直接工事費ユニット区分に計上する	④諸経費ユニット区分に計上する	金額(円) #2	構成比率(%) #3	
(1) 共通仮設費	工事施工に必要な機関器具の運搬に関する費用					7,781,000		
(A) 運搬費						116,000		
1. 仮設材①	型枠材、足場材、支保材(パイプサポート支保、特設支保(含び特設支保))	○		○				
2. 仮設材②	鋼架板、H鋼梁、覆工板	○		○	×	×		
3. 仮設材③	排砂管、トレー管等	○		○	×	×		
4. 敷設材料	標識(各種)、防犯照明器具(足場材(敷設材)、補設架設イベント基礎(敷設材)等)	○		○	×	×		
5. 橋梁等架設支保工	橋脚間架設支保架、支柱支保材、支柱架け台(支保架)	○		○	×	×		
6. 橋梁用仮設材等	FC補片持ち架設(作業架)、橋脚ベント、鋼補架設ケーブルスループ(等設架(特設架))、鋼補架設ケーブル、スリットシールド(特設架)等	○		○	×	×		
7. 橋梁用仮設材設備	補綴材、手摺、橋脚補綴	○		○	×	×		
8. 積み込み取引取費	仮設材①の積み込み、橋梁等架設支保工の基礎架設架け又は(特設架)積み込み取引取費	○		○	×	×		
9. トンネル用スライダセメント	トンネル用スライダセメント架、大費用	○		○	×	×		
10 大型器材 #5	上記1～9.以外で架設大費用の他に、大型器材と思われる費用 具体的内容()	○		○	×	×		
11 その他 #5	補綴材で上記1～9.以外で架設大費用 具体的内容()	○		○	×	×		
(B) 建設機械の運搬						116,000		
1. 各日回送による運搬		○	○	○		116,000	100.0	0.0
2. 日々回送による運搬		○		○				
(C) 建設機械の以上								
1. 貨物自動車等による運搬		○		○	×	×		
2. 自走による運搬		○		○	×	×		
3. 日々回送による運搬		○		○	×	×		
(2) 現場管理費	工事施工に必要な事務及び行政手続に関する費用							
(A) 準備・測量等	準備及び設計に要する費用、調査、測量、丁張り等に要する費用、伐倒、除根、除草及び整地に要する費用	○		○				
(B) その他 #4	立木伐採、試掘等に要する費用、立木伐採、伐倒、除根等に伴い発生する建設副産物等の運搬および処分費用、上記以外の準備に関する費用 具体的内容()	○		○	×	×		
(3) 事業停止防止措置費	騒音、振動、地盤沈下、地下水の汚染等、周辺住民の生活に支障を及ぼすことを防止するための費用							
(A) 安全費	工事実施上の危険防止に関する費用					6,345,000		
(B) 安全管理費	交通管理等に要する費用、安全設備等に要する費用、安全管理等に要する費用	○		○				
(C) 交通誘導員等	交通整理員及び機材の誘導員等の交通管理に要する費用	○		○		6,345,000	86.0	14.0
(D) 交通安全管理	防護、防犯照明設備等(道路、工事現場)における出入口等に配置する交通安全員等に要する費用	○		○	×	×		交通誘導員620人
(E) 高度化等	パワークラウド、転倒防止等、照明、工事現場等の高度化等に要する費用	○		○	×	×		
(F) 高圧作業等	高圧作業等に要する費用	○		○	×	×		
(G) 危険安全確保・警戒等	河川及び海岸の工事区域に設け、経路が安全確保の安全確保・警戒設備等に要する費用	○		○	×	×		
(H) タム監視・監視費	ダム工事における危険区域に設け、監視に要する費用	○		○	×	×		
(I) その他 #4	上記以外で現場条件等により安全に要する費用 具体的内容()	○		○	×	×		
(4) 設備費	土地の掘削・埋戻しに要する費用、電力、用水等の基本料							
(A) 土地の掘削・埋戻し	土地の掘削・埋戻しに要する費用	○		○				
(B) 電力用等基本料	電力、用水等の基本料	○		○				
(5) 技術管理費	品質管理、出来形管理及び工程管理等に要する費用					9,000		
(A) 品質管理費	品質管理等(品質管理、出来形管理、工程管理)に要する費用	○		○				
(B) 特別な品質管理	品質管理業務(記載されていない)項目に要する費用(土質試験等)	○		○	×	×		
(C) 現場条件等費用	現場条件に要する費用(品質管理)	○		○	×	×		
(D) 品質証明仕入れに要した費用	品質証明に要する費用(品質管理)に要する費用	○		○	×	×		
(E) 各種調査等	各種調査等に要する費用(設計費等)に要する費用	○		○	×	×		
(F) 各種台帳等	記録台帳等の作成・修正に要する費用(品質管理)に要する費用	○		○	×	×		
(G) その他 #4	上記以外の項目で、技術管理に要する費用(品質管理)に要する費用 具体的内容(建設発生土発生管理システム)	○		○	×	×		
(6) 営繕費						9,000	100.0	0.0
(A) 建物費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所の設置、撤去に要する費用	○		○		1,311,000	100.0	0.0
(B) 借上費	上記の建物の借上(敷地、土地)と上記の建物の借上(敷地、建物、マシン)等を長期借上した場合に要する費用	○		○				
(C) 借上費	短期に要する(通常、大規模な)物件等、短期、中期、長期に要する費用	○		○	×	×		
(D) 労働者宿舎費	労働者等に対する宿舎(仮設)等に要する費用	○		○	×	×		
(E) 監督員宿舎等	監督員宿舎、作業場所の仮設等に要する費用、労働者の借上料に要する費用	○		○	×	×		
(F) 高度化等1	施工のために必要となる設備のイメージアップに要する費用(水処理等)	○		○	×	×		
(G) 高度化等2	特別に要するイメージアップに要する費用(イメージアップ)に要する費用	○		○	×	×		
(H) その他 #4	上記以外の工事施工に必要な設備に要する費用 具体的内容()	○		○	×	×		
(7) 共通仮設費	共通仮設費に要する費用のうち上記以外に要する費用 具体的内容()	○		○	×	×		
(8) 現場管理費								
(A) 労務管理費	賃金(ハ)以外の労務(準備)以外に現場労働者に関する費用	○		○				
(B) 安全訓練等費用	安全訓練等に要する費用	○		○				
(C) 安全・衛生に要した費用	安全訓練費、安全大会、作業準備会等の費用	○		○				
(D) 特別訓練等に要した費用	安全活動(安全大会)等現況資料による安全教育	○		○				
(E) 組織会議	労務管理、安全管理、安全管理等に関する費用	○		○				
(F) 社員等従業員給付金	社員等従業員の給付、給付金及び賞与に要する費用	○		○				
(G) 退職金	社員等従業員に対する退職金及び退職給付金給付額	○		○				
(H) 保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、積立保険、法定外の労務保険、その他の損害保険	○		○				
(9) 法定福利費								
(A) 労務保険料		○		○				
(B) 雇用保険料		○		○				
(C) 健康保険料		○		○				
(D) 厚生年金保険料		○		○				
(E) 介護共済掛金		○		○				
(10) 福利厚生費	社員等従業員に対する慰労、娯楽、厚生、貸付金、健康診断、医療、文化活動、慶弔見舞金等に要する費用、及び社員等従業員に対する福利厚生費	○		○				
(11) 補償費	工事(非)に伴って発生した物件等の毀損及び窃盗、騒音、振動、汚水、交通等による事業損失に要する費用等、緊急的な設備維持及び補償に要する費用	○		○	×	×		
(12) 通信交通費	社員等従業員が本支店等に出勤、入社、退社等の一連の通信交通費、および電話、郵便等の通信費	○		○				
(A) 交通費	増進、差支の対応、乗車見舞金等に要する費用	○		○				
(B) 寄付金	社会福祉団体等に対する寄付	○		○	×	×		
(C) 外注一般管理費等	下請業者において当該工事の外注工事全体の一般管理費	○		○				
(D) その他 #4	現場管理費に含まれる費用のうち上記以外に要する費用 具体的内容()	○		○	×	×		

図 6 諸経費内訳調査書(案)記入例

5

調査様式等の概要

従来通りに総価のみの競争入札等（特記仕様書等において総合評価落札方式等の他の入札方式等が規定されているものは、その規定に基づき行う）で実施するものである。

次の段階として、契約の相手となった請負者に対して、発注者から「ユニット請負代金内訳書（案）」（以下「様式 1」という）、「諸経費内訳調査書（案）」（以下「様式 2」という）および「ユニット定義集（案）」が貸与されることとなる。

請負者は、「ユニット定義集（案）」の記載内容を十分に理解し、様式 1 および様式 2 に各ユニット区分の単価、諸経費の内訳等を記載し、発注者に提出するものとする。なお、提出は、原則として、様式 1、様式 2 およびユニット定義集の貸与後14日以内に行うものとしている。

また、今回の調査は、単価収集が目的であることより、様式 1 および様式 2 の記載内容について協議をしたり、記載された単価に基づき、以後の契約変更や部分払等は行わないものとする。なお、記載内容の確認等の目的でヒアリング等を実施することはある。

(1) ユニット請負代金内訳書（案）（様式 1）

この様式 1 は、今回の単価収集・調査の主たる調査項目であり、設定した直接工事費の各ユニット区分について「単価」「金額」を入力していただくものである。従来の「請負代金内訳書」と同様の様式であるが、契約上の数量総括表で明示する項目と様式 1 の各ユニット区分とは異なるため、各ユニット区分の名称とユニット定義集（案）の該当頁を明記している。また、「条件明示検討項目」とは、将来、ユニットプライス型積算方式に移行した場合に、単価の変動要因として、この条件が変更となった場合に設計変更の対象となると考えられる事項であり、収集した単価等をもとに今後の条件明示を検討する主な項目である。

この様式 1 では、直接工事費ユニット区分の各ユニット区分について、その「単価」「金額」「構成比率（直接工事費、共通仮設費、現場管理費の比率）」「見積条件その他特筆事項」の欄、一

ユニット区分：**アスファルト舗装工（車道）** ユニット(レベル3)の名称

契約単位：
表層面積 m²

【条件明示検討項目】

今後の条件明示を検討する主な項目は以下のとおりである。

- ・ 交通量区分 契約変更対象の条件項目を明記
- ・ 設計CBR

なお、条件明示検討項目の区分は下表を参考とする。

【費用内訳】

- ・ アスファルト舗装工（車道部）における下層路盤（凍上抑制層がある場合も含む）の路盤材敷均し・締固め、上層路盤の路盤材敷均し・締固め、またはアスファルト合材敷均し・締固め・乳剤散布、基層（中間層）のアスファルト合材敷均し・締固め・アスファルト乳剤散布、表層のアスファルト合材敷均し・締固め・アスファルト乳剤散布の他、散水、瀝青材料・砂の散布、舗装用器具、型枠材料、加熱燃料、瀝青材飛散保護等、その施工に要する全ての費用を含む。
- ・ 舗装準備工における**不陸整正（車道部）**は含まない。

ここでの費用は標準的な契約内容を想定したもので、これと異なる費用については当該工事の特記仕様書で明示する

【条件明示検討項目の区分表】

項 目	単 位	区 分
交通量区分	—	①L交通、②A交通、③B交通、④C交通、⑤D交通
設計CBR	%	①3、②4、③6、④8、⑤12、⑥20以上

図 7 ユニット定義集（案）のイメージ

般管理費等（諸経費ユニット区分）の「金額」および「見積条件その他特筆事項」の欄に入力していただくものである。

各ユニット区分の「単価」および「金額」の入力にあたっては、直接工事費だけではなく諸経費（共通仮設費および現場管理費）に相当するものでも各ユニット区分に計上することが可能なものは含んだ額を入力するものとしている。なお、この単価等は諸経費も含んだ額となるため、今後の分析や単価設定等を行う際の参考とする目的で、「構成比率」欄についても入力していただくこととした。さらに、発注者が想定する積算条件と請負者が想定する条件に相違があるものか合わせて確認する目的で、「見積条件その他特筆事項」の欄に、単価算出の根拠となる条件（施工条件）やその他特筆事項等を入力してもらうようにした。

また、一般管理費等を除いた他の諸経費ユニット区分の金額については、様式 2 において入力することにしている。

(2) 諸経費内訳調査書（案）（様式 2）

この様式 2 は、諸経費の計上方法を調査・検討することを目的に行うものであり、直接工事費ユニット区分に計上する項目、直接工事費ユニット区分に計上しないで諸経費ユニット区分として計上する項目の分類を調査するとともに、諸経費ユニット区分に計上する項目については、その金額を調査するものである。

まず提示欄には 諸経費の各項目について 発注者が考える「直接工事費ユニット区分に計上する項目」と「諸経費ユニット区分に計上する項目」の分類を示しており、直接工事費の数量に連動する項目は「①直接工事費ユニット区分に計上する」欄に 印が記入してあり、直接工事費ユニット区分に計上することができない項目は「②諸経費ユニット区分に計上する」欄に 印が記入してある。

記入欄には、諸経費の各項目について請負者が考える、「直接工事費ユニット区分に計上する項目」と「諸経費ユニット区分に計上する項目」の分類を入力してもらうものであり、それぞれに該当する項目の「③直接工事費ユニット区分に計上

する」もしくは「④諸経費ユニット区分に計上する」のいずれかに 印を入力するものである。ただし、当該工事において費用が発生しない項目については、両方の欄に「×」を入力する。

記入欄の「④諸経費ユニット区分に計上する」欄に 印を記入した場合は、「⑤「④諸経費ユニット区分に計上する項目」の記入内容」欄に金額を記入するとともに、共通仮設費ユニット区分の項目では、これまで現場管理費として計上していた部分も含まれる場合が考えられるため、「構成比率（％）」欄に、共通仮設費と現場管理費の構成比率を記入する。さらに、備考欄については、諸経費ユニット区分に計上する具体的内容を入力することにしている。

(3) ユニット定義集（案）

ユニットプライス型積算方式においては、請負者との契約実績単価を基に積算に用いる単価を設定する方法であり、発注者・請負者双方における契約上の共通的な認識が得られるように、各ユニットの契約内容を規定しておくことが重要になる。このため、ユニットの名称、契約単位、単価変動要因となる条件明示検討項目、費用内訳等を明記したユニット定義集（案）を整備し、今回の単価収集・調査においては、これを貸与している。請負者は、様式 1 の各項目について、ユニット定義集の該当する頁に記載されている内容を十分に理解し、様式 1 の金額を入力するにあたって参考にさせていただきたい。

6 おわりに

請負者の方々には、今回の単価収集・調査が、ユニットプライス型積算方式の試行に向けてのユニットプライス作成の基礎資料となるという重要性を認識していただき、正確な記載をお願いしたい。収集したデータについては、条件明示項目、スケールメリット、時期、地域間格差などさまざまな角度から慎重に分析し、ユニット区分の精査および積算に用いるユニットプライスの設定等を行い、試行に着手していく予定である。